

## 三木市公告第 2 1 号

三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第 4 次）及び三木市男女共同参画プラン（第 4 次）策定支援業務の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式により選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 1 日

三木市長 仲 田 一 彦

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第 4 次）及び三木市男女共同参画プラン（第 4 次）策定支援業務

#### (2) 履行場所

三木市志染町吉田 823 番地（三木市立総合隣保館）及び三木市福井 1933-12（三木市男女共同参画センター）

#### (3) 業務の目的及び業務内容

仕様書のとおり

#### (4) 業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

#### (5) 事業規模（提案限度価格）

金 1 1, 8 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 実施形式及び契約の締結

本プロポーザルは、公募型で実施する。また、契約の締結は、審査により契約候補者に選定された者と詳細の協議を行い、協議成立後に三木市契約規則に基づき契約を締結する。

### 3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) この事業の公告日現在において、三木市の入札参加資格者名簿に

登載されている者であること。

- (2) 公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 公告日時点において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 個人情報に関する扱いを適正に対応するため、プライバシーマークの認証を取得していること。

#### 4 公募日程

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| (1) プロポーザル公告（実施要領の公表）       | 令和6年5月1日  |
| (2) 質問書の受付期限                | 令和6年5月17日 |
| (3) 質問書に対する回答予定日            | 令和6年5月23日 |
| (4) 参加表明書、会社概要書の提出期限        | 令和6年6月3日  |
| (5) 参加資格審査結果通知書兼企画提案書等通知予定日 | 令和6年6月10日 |
| (6) 企画提案書、見積書等の提出期限         | 令和6年6月24日 |
| (7) プレゼンテーション実施予定日          | 令和6年7月8日  |
| (8) 審査結果通知                  | 令和6年7月中旬  |
| (9) 業務委託契約締結予定日             | 令和6年7月中旬  |

#### 5 担当部署及び実施要領

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

ア 三木市人権に関する市民意識調査に関すること  
市民生活部人権推進課人権施策推進係（担当：近藤）  
電話：0794-82-8388 FAX：0794-82-8658  
メールアドレス jinken@city.miki.lg.jp

イ 三木市男女共同参画に関する市民意識調査に関すること  
市民生活部人権推進課男女共同参画係（担当：平田）  
電話：0794-89-2331 FAX：0794-82-8120  
メールアドレス jinken@city.miki.lg.jp

(2) 実施要領の配布

ア 配布期間

令和6年5月1日から6月3日まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時半から午後5時まで）

イ 配布場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、三木市人権推進課のホームページからダウンロード可能。